

生駒市議会告示第 1 号

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 1 7 日

生駒市議会議長 井上 充生

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程の一部を改正する告示

生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程（平成 2 1 年 3 月生駒市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「当座預金」の次に「及び当座貯金」を加え、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 預金（当座預金を除く。）の額及び貯金（当座貯金を除く。）の額を合計した額が 1 0 0 万円未満となる場合における預金及び貯金

附 則

この告示は、平成 2 4 年 2 月 1 7 日から施行する